

開始100年の国勢調査、はじまります～国勢調査2020～

問合先 政策推進課統計担当



国勢調査は、日本の未来をつくるために最も重要な調査です

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、すべての方に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。令和2年国勢調査へのご理解・ご協力をお願いします。

調査対象

10月1日現在で市内に住むすべての人・世帯が対象です。住民登録がない方、外国籍の方も対象となります。

9月上旬より調査員が調査書類を配布します

新型コロナウイルス感染症の対策として非接触型の調査を行います。調査書類はポス

トに投函し、回答は原則として、インターネット回答または郵送回答とさせていただきます。

調査についての問合先

●総務省コールセンター

☎ 0570・07・2020

9月7日(月)～10月31日(土) 8時

～21時(土・日曜日、祝日も

利用できます)

※ IP電話の場合は、

☎ 03・6636・9607へ

●市国勢調査窓口

☎ 227・3391(直通)

9月10日(木)～10月20日(火) 9時

～20時(土・日曜日、祝日は、

9時～17時)

国勢調査員をよそおった「かたり調査」にご注意ください

調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。金銭を要求したり、銀行口座などをお聞きすることはありません。

不審に思った際は、担当にお知らせください。



HPはこちら

自主防災組織を設立しませんか

問合先 安心安全推進課防災担当

自主防災組織とは

地域住民が自主的に防災活動を行う組織です。東日本大震災を契機に、自助・公助の役割の大切さや地域ぐるみで防災に取り組むことの重要性が再認識されました。

平時時は、防災備蓄物資や連絡体制などの整備を行うとともに、地域で防災訓練や救命講習を実施するなど、あらゆる機会を通じて防災知識を深め、災害発生時に備えます。

災害発生時は、初期消火や救出救護、避難誘導、情報の収集・伝達などの防災活動を行います。

現在、市内80自治会のうち、42自治会で設立されています。

なぜ自主防災組織が必要か

大規模な災害が発生した場合、消火、救急、救助などの要請が殺到することが予想され、防災関係機関の対応が限界に達するおそれがあります。東日本大震災や熊本地震でも、市役所自体が被災し、機能しない事態となりました。大規模な災害では、市内全域が被災地となり、多くの住民が被災者となります。大

規模災害を乗り越えるには、地域の皆さん自らの手による初期消火活動や被災者の救出救護、避難誘導、避難所の運営など、自主的な防災活動が大変重要です。

自主防災組織の設立を検討している場合にはご相談ください

市では自主防災組織の設立を検討している自治会向けに講座の開催や相談を受け付けています。組織を設立したいが何をしたらいいかわからないなど、お悩みがありましたらお気軽にご相談ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により講座を開催できない場合がありますのでご了承ください。

補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

補助額 基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

基準額 5万円

加算額 150世帯から1世帯増えるごとに100円を加

算

道路上に張り出している 樹木などはせん定を

問合先 各問合先

次のような状況が見られる
土地を所有する方は、樹木な
どのせん定をお願いします。
①道路、歩道へ樹木などが張
り出している
②枯れ木、折れ木などによる
通行への障害がある。または
そのおそれがある
③竹木などの繁茂による通行
への障害がある。またはその
おそれがある

※ 道路、歩道へ張り出して
いる樹木の倒木などが原因で
歩行者や自動車などに事故が
発生した場合には、樹木の所
有者の責任を問われる場合に
あります
問合先
市道 道路建設課道路管理担
当
国県道 飯能県土整備事務所
管理担当 ☎ 042・973・
2285

競争入札参加資格審査申請の受付について

問合先 財政課契約担当

令和3・4年度に市が発注
する建設工事、設計・調査・
測量および土木施設維持管理
の競争入札参加資格審査申請
の受付を行います。
なお、物品・その他の受付
は、12月を予定しています。

【新規申請】

申請期間 9月1日(火)～25日

(金)

申請方法 申請書類を埼玉県
入札審査課へ郵送(消印有効)

※ 詳細は、埼玉県ホームペ
ージをご覧ください

【更新申請】

申請期間

①建設工事のみ申請する場合

10月9日(金)～11月26日(木)

②前記①以外の場合

10月9日(金)～11月13日(金)

申請方法 「競争入札参加資
格申請受付システム」で電子
申請し、申請書類を埼玉県入
札審査課へ郵送(消印有効)

※ 詳細は、埼玉県ホームペ
ージをご覧ください

入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日～令和5
年3月31日



埼玉県HPは
こちら

老齢年金を 受給している皆さんへ

問合先 保険年金課国民年金担当

老齢年金は、雑所得として
所得税や住民税の課税対象と
されています(障害年金、遺
族年金は課税されません)。
老齢年金の年金額が所得税
の課税対象(65歳未満の方は
108万円以上、65歳以上の
方は158万円以上)となる
方に対して、9月中に日本年
金機構から「扶養親族等申告

書」が送付されますので、内
容をご確認のうえ、提出期限
までに必ず提出してくださ
い。
提出を忘れると各種控除が
受けられず、所得税などの源
泉徴収税額が多くなる場合も
ありますのでご注意ください
い。

認知症初期集中支援チームがサポートします

問合先 健康長寿課地域包括ケア推進担当

認知症は特別な病気ではな
く、誰にでも起こりうる脳の
病気です。早めに対応を始め
ることで、安心して生活でき
る環境を整えることができます
。

認知症初期集中支援チーム
は、医療・介護の専門職で構
成されています。認知症が疑
われる人や、認知症の人およ
びそのご家族を訪問し、困っ
ていることや心配しているこ
とをお聴きします。そのうえ
で、必要な医療や介護の導入・
調整や家族支援などを最長6
か月を目安に集中的に行いま
す。
対象者 40歳以上で自宅で生
活している市内在住の方

こんなときは、地域包括支
援センターまたは健康長寿課
へご連絡ください。状況に応
じて認知症初期集中支援チ
ームが連携して対応します。
・認知症の診断を受けたが、
本人が拒否して受診できない
・介護サービスを利用したい
が、どうしたらいいかわから
ない
・認知症の治療や介護サビ
スを中断している
・認知症の症状が強く、どの
ように接したらいいか困って
いる



HPはこちら

貯水槽水道の管理をお願いします

問合先 生活環境課環境保全担当

マンションやビルのように市や水道事業体が供給する水道水を一旦受水槽にためたあとに各住居や事務所などに供給する給水設備を受水槽の有効容量に関わらず総称して貯水槽水道と呼んでいます。その中で受水槽の有効容量が10m³を超えるものを簡易専用水道と呼び、水道法に規定された管理が義務づけられています。

また、受水槽の有効容量が10m³以下のものは小規模貯水槽水道と呼び、水道法の規制を受けていませんが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の適用を受けます。

受水槽を設置した方は、安全で衛生的な飲み水を確保するため、正しい管理を行い、定期的に検査を受けなければなりません。

なお、簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けるようにしてください。

受水槽・高置水槽についても、掃除を1年以内ごとに1

回行わなければなりません。清掃には専門的な知識・技術が必要であることから、建築物衛生法に基づき埼玉県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

法定検査実施機関（厚生労働省ホームページから「簡易専用水道検査機関登録簿」で検索）



詳細はこちら

貯水槽清掃業者（埼玉県ホームページから「建築物衛生／建築物事業登録」で検索）



詳細はこちら

※ 登録検査機関などは随時追加・変更されますので、最新情報をご確認ください

マイナポイントを利用しませんか

問合先 市民課住民記録担当

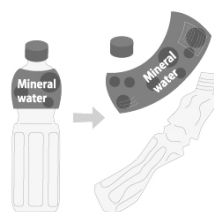
マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを申込みした方は、9月から令和3年3月末までの期間でマイナポイントがもらえます。マイナポイントは2万円のチャージまたは、お買い物で上限5000円分もらえます。申込みは各自のスマートフォンやパソコン（カードリーダーが必要）、郵便局、携帯ショップ、一部のコンビニエンスストアの端末でもできます。なお、スマートフォンやパソコンがない方は、市民課および若葉駅前出張所の窓口でマ

ペットボトルは正しく分別してリサイクル

問合先 生活環境課環境推進担当

ペットボトル（ペットマークがついているもの）は、きちんと分別することでリサイクルすることが出来ます。収集日を守り、正しく分別してごみ集積所に出しましょう。分別ルールが守られていないと収集することができず、ごみ集積所に取り残されてしまいます。ペットボトルは大切な資源です。正しく分別し、資源として有効活用できるようにご理解とご協力をお願いします。

- ・中身を空にして水で洗い、きれいにしましょう
- ・必ずキャップとラベルを取り外しましょう
- ・取り外したキャップとラベルは、その他容器包装プラスチック（他プラ）としてごみ集積所に出しましょう



イナポイント用パソコンがありますので、ご利用ください。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤルへのお問い合わせ、または市ホームページをご参照ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎ 0120・95・0178

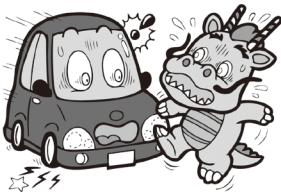


詳細はこちら



秋の全国交通安全運動を実施します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当



これからの季節は、「この時間はまだ明るいから」と思っている、日没時間は日に日に早まり、夕暮れ時や夜間は事故が発生しやすくなります。実際に市内では令和元年9月から10月末日までの間に39件の交通事故が発生し、そのうち21件が16時から2時の間に発生したもので、全体の半数以上を占めています。人の目は、周囲が暗くなるにつれて暗さに順応しますが、夕暮れ時は暗くなる速度が速いことから暗さに順応できなくなります。そのまま車を運転することは、視力が低下した状態で運転していることになるため、日中に比べて歩行者や他の車両の発見が遅れ、危険が多くなります。夕暮れ時は早めのライト点灯を心がけ、同じ道路でも日中より少し速度を落とし、車間距離を長めにとって運転しましょう。

ライトの点灯は自分の存在を周囲に知らせる効果があります。自転車も夕暮れ時から早めにライトを点灯するようにしましょう。暗くなると、歩行者や自転車から車のライトが見えても、ドライバーからは歩行者や自転車がよく見えないことがあります。夜間に外出するときは、ドライバーから見やすいように明るく目立つ色の衣服を着用し、反射材を身につけて自分の身を守りましょう。また、これからの季節は、台風や集中豪雨による道路冠水にも注意が必要です。大きな水たまりは見た目では水深がわかりにくいいため、安易な気持ちで進入せず、別の道に迂回してください。8月号折り込みの「鶴ヶ島市内水ハザードマップ」を参考に、事前に経路を確認しておきましょう。

実施期間
9月21日(祝)から30日(水)までの10日間

運動重点
備えて防ぐ交通事故
「反射材着用・早めのライト」

小学校就学時健康診断を受けましょう

問合先 学校教育課学務担当

学校保健安全法に基づき、健康診断を実施します。対象児童の保護者の方には、9月上旬に就学時健康診断通知書を郵送します。

通知書が届かない方、当日都合のつかない方は、学校教育課までご連絡ください。

※ 当日は、お子さん、保護者とも検温し、体調がすぐれないときは参加をご遠慮ください

※ お子さん、保護者ともマスクの着用をお願いします

※ 詳細は、通知書をご覧ください

対象 令和3年4月小学校入学予定のお子さん

場所 市内各小学校

内容 内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、知能検査

防災行政無線
テレフォンサービスが無料に！

問合先 安心安全推進課防災担当

防災行政無線のテレフォンサービスがフリーダイヤル(無料)になりました。この番号に電話をかけることで、直近の放送内容を聞くことができます。

防災行政無線テレフォンサービス

☎0800・800・6378

※ 電話が集中してしまった場合には、話し中となる場合がありますので、その場合は時間をおいてからおかけ直してください

※ 「050」で始まるIP電話サービスをご利用の場合は、☎271・1717(有料)におかけください

学校名	実施予定日	受付時間
鶴ヶ島第一小学校	10月 9日(金)	13時 5分～13時30分
鶴ヶ島第二小学校		
新町小学校	10月 7日(水)	13時10分～13時30分
杉下小学校	10月 6日(火)	
長久保小学校	10月 8日(木)	
栄小学校	10月 7日(水)	
藤小学校	10月 5日(月)	
南小学校	10月 7日(水)	

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して ～9月10日から16日は自殺予防週間です～

問合先 障害者福祉課障害者支援担当

【市での取り組み】

毎月1回、精神科医による「こころの健康相談」を開催しています(25ページ参照)。保健師や精神保健福祉士が随時相談に応じています。

【新型コロナウイルス感染症とこころのケアについて】

新型コロナウイルス感染症とこころのケア(埼玉県)



詳細はこちら

【主な相談窓口】

■県立精神保健福祉センター(伊奈町小室818-2 ニューシャトル・丸山駅下車)

来所相談 ☎048・723・6811(電話予約制、平日9時～17時)

電話相談「こころの電話」 ☎048・723・1447(平日9時～17時)



詳細はこちら

■厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」

☎0570・064・556(平日9時～17時)



詳細はこちら

■さいたまチャイルドライン

どんな悩みも受けとめる18歳までの子どもがかける無料の電話です。チャット相談もあります。

電話相談 ☎0120・99・7777(毎日16時～21時)



詳細はこちら

■埼玉いのちの電話

☎048・645・4343(24時間365日)



詳細はこちら

■暮らしとこころの総合相談会

生活全般およびこころの健康についての相談を弁護士や専門の職員がお受けします。

相談場所 JACK大宮5階(さいたま市大宮区錦町682-2)

原則木曜日15時～19時

電話予約制 ☎048・782・4675



詳細はこちら

■坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)

☎283・7815(平日8時30分～17時15分)

自殺は「個人の問題」とされがちです。実際は、病気やケガ、失業や借金、介護や育児の負担、いじめや虐待、過労やストレスといった個人と社会の要因が絡み合い、「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。

「死にたい」、「生きたい」との気持ちの間で揺れ動き、不眠、体調不良、自殺をほめかす言動などのサイン(予兆)を発することが多いとされています。

このSOSに身近な人が気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなげ、見守ることで、自殺は防ぐことができます。

この働きかける人を「ゲートキーパー(命の門番)」と言います。

現代社会では誰もが心の健康を損なう可能性があります。自殺を特別なことにせず、身近な問題として受けとめれば、一人ひとりは大切な人の「ゲートキーパー」です。

■気づき・声かけ

元気がない、ため息が多い、食欲がない、眠れていないなど、身近な人のいつもと違う様子が気になったら、自分なりに声をかけてみましょう。

■耳を傾ける

しっかり相手と向き合い、言い分をそのまま受けとめます。うなずくだけでも十分です。これまで苦しんできたことをねぎらい、相

手は「自分は独りでなかった」と安心できます。激励や説教は禁物です。

■つなぐ

相談を受けた側は、一人で抱えず、内容によっては早めに病院や相談機関の専門家につなぎます。本人のプライバシーを守りながら、家族や上司・友人らの協力を求めます。

■見守る

世話を焼き過ぎず、少し気に留める程度で、いつもと変わらぬ態度で、温かく、長い目で見守ります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、以前とは違う生活リズムになったり、これまでできていたことが制限されてしまったなど、大小様々なストレスとともに生活している方も多いと思います。

先の見通しが持ちづらい苦しい状況が続く中で、こころの健康を保ち続けるために、日頃できる対処方法や相談窓口について、左記のとおり情報提供を行っています。ご自身のこころの健康のケアのために、ぜひご利用ください。

